

27経営第3412号  
27農振第2452号  
平成28年3月30日

各都道府県知事 殿

農林水産省経営局長

農林水産省農村振興局長

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等に伴う関係通知の整備について

第189回国会において成立した地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号）、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）等が平成28年4月1日付けで施行されます。

これにより、農地法（昭和27年法律第229号）、農地法施行令（昭和27年政令第445号）及び農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）の一部がそれぞれ改正されることに伴い、関係通知を下記のとおり整備し、平成28年4月1日付けで施行することとしましたので、御了知願います。

なお、貴管内の市町村に対しては、貴職から通知いただきますようお願いいたします。

## 記

1 次の各号に掲げる通知の一部をそれぞれ当該各号に掲げる別紙の新旧対照表のとおり改正する。

- |   |     |
|---|-----|
| (1) 「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日 付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）  | 別紙1 |
| (2) 農地法関係事務処理要領の制定について（平成21年12月11日 付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）   | 別紙2 |
| (3) 農地について所有権に係る移転請求権保全の仮登記及び条件付権利（又は期限付権利）の仮登記の申請があった場合の取扱いについて（平成20年12月1日付け20経営第4874号・20農振第1409号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知） | 別紙3 |

2 農業委員会の適正な事務実施について（平成21年1月23日付け20経営第5791号農林水産省経営局長通知）は、廃止する。

○「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）の  
一部改正新旧対照表 （別紙1）

改 正 後	現 行
<p>第1 (略)</p> <p>第2 農地又は採草放牧地の転用 1 法第4条第6項関係 農地を農地以外のものにする者が、法第4条第1項の都道府県知事又は指定市町村（農地法第4条第1項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。）の長（以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けようとする場合には、都道府県知事等は、次の(1)及び(2)の基準に基づき、当該許可の可否を判断することとされている。 なお、「農地を農地以外のものにする者」とは、およそ農地を農地以外のものにする事実行為をなすすべての者をいう。 また、法附則第2項第1号に規定する農林水産大臣に対する協議を要する場合（3に係る同項第2号の場合を含む。）における「同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為」とは、同一の事業主体が一連の事業計画の下に転用しようとするときの農地の面積が4ヘクタールを超える行為をいう。</p> <p>(1) 営農条件等からみた農地の区分に応じた許可基準（以下「立地基準」という。法第4条第6項第1号及び第2号）申請に係る農地を、その営農条件及び周辺の市街地化の状況からみて区分し、許可の可否を判断することとされている。 具体的な農地の区分及び当該区分における許可の可否の基準は、以下のとおりである。 ア 農用地区域内にある農地（法第4条第6項第1号イ） (7) 要件 法第4条第6項第1号イに掲げる農地は、農振法第8条第1項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められ</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 農地又は採草放牧地の転用 1 法第4条第2項関係 農地を農地以外のものにする者が、法第4条第1項の都道府県知事の許可（その者が同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合（農地法施行令（昭和27年政令第445号。以下「令」という。）第8条第1項各号に掲げる法律（以下「地域整備法」という。）の定めるところに従って農地を農地以外のものにする場合で同条第2項各号のいずれかに該当するものを除く。）には、農林水産大臣の許可）を受けようとする場合には、農林水産大臣又は都道府県知事は、次の(1)及び(2)の基準に基づき、当該許可の可否を判断することとされている。 なお、「農地を農地以外のものにする者」とは、およそ農地を農地以外のものにする事実行為をなすすべての者をいう。 また、「同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合」とは、同一の事業主体が一連の事業計画の下に転用しようとするときの農地の面積が4ヘクタールを超える場合をいう。 (1) 営農条件等からみた農地の区分に応じた許可基準（以下「立地基準」という。法第4条第2項第1号及び第2号）申請に係る農地を、その営農条件及び周辺の市街地化の状況からみて区分し、許可の可否を判断することとされている。 具体的な農地の区分及び当該区分における許可の可否の基準は、以下のとおりである。 ア 農用地区域内にある農地（法第4条第2項第1号イ） (7) 要件 法第4条第2項第1号イに掲げる農地は、農振法第8条第1項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められ</p>

た土地の区域（以下「農用地区域」という。同条第2項第1号）内にある農地である。

(イ) 許可の基準

農用地区域内にある農地の転用は、原則として、許可をすることができない。これは、市町村の定める農業振興地域整備計画において、農用地区域が農用地等として利用すべき土地の区域として位置付けられていることによる。

ただし、農地の転用行為が次のいずれかに該当する場合には、例外的に許可をすることができる。

a 土地収用法（昭和26年法律第219号）第26条第1項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。以下同じ。）に係る事業の用に供するために行われるものであること（法第4条第6項ただし書）。

b 農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであること（法第4条第6項ただし書）。

c 次のすべてに該当するものであること（農地法施行令（昭和27年政令第445号。以下「令」という。）第4条第1項第1号）。

(a)・(b) (略)

イ 良好な営農条件を備えている農地（第1種農地。法第4条第6項第1号ロ）

(イ) 要件

法第4条第6項第1号ロに掲げる農地のうち市街化調整区域内にある令第6条に規定する農地（以下「甲種農地」という。）以外のもの（以下「第1種農地」という。）は、農用地区域内にある農地以外の農地であつて、良好な営農条件を備えている農地として次に掲げる要件に該当するものである。

ただし、申請に係る農地が第1種農地の要件に該当する場合であつても、法第4条第6項第1号ロ(1)に掲げる農地（以下「第3種農地」という。）の要件又は同号ロ(2)に掲げる農地（甲種農地、第1種農地又は第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地と併せ、以下「第2種農地」という。）の要件に該当するものは、第1種農地ではなく、第2種農地又は第3種農地として区分される（法第4条第6

た土地の区域（以下「農用地区域」という。同条第2項第1号）内にある農地である。

(イ) 許可の基準

農用地区域内にある農地の転用は、原則として、許可をすることができない。これは、市町村の定める農業振興地域整備計画において、農用地区域が農用地等として利用すべき土地の区域として位置付けられていることによる。

ただし、農地の転用行為が次のいずれかに該当する場合には、例外的に許可をすることができる。

a 土地収用法（昭和26年法律第219号）第26条第1項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。以下同じ。）に係る事業の用に供するために行われるものであること（法第4条第2項ただし書）。

b 農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであること（法第4条第2項ただし書）。

c 次のすべてに該当するものであること（令第10条第1項第1号）。

(a)・(b) (略)

イ 良好な営農条件を備えている農地（第1種農地。法第4条第2項第1号ロ）

(イ) 要件

法第4条第2項第1号ロに掲げる農地のうち市街化調整区域内にある令第12条に規定する農地（以下「甲種農地」という。）以外のもの（以下「第1種農地」という。）は、農用地区域内にある農地以外の農地であつて、良好な営農条件を備えている農地として次に掲げる要件に該当するものである。

ただし、申請に係る農地が第1種農地の要件に該当する場合であつても、法第4条第2項第1号ロ(1)に掲げる農地（以下「第3種農地」という。）の要件又は同号ロ(2)に掲げる農地（甲種農地、第1種農地又は第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地と併せ、以下「第2種農地」という。）の要件に該当するものは、第1種農地ではなく、第2種農地又は第3種農地として区分される（法第4条第2

項第1号ロ括弧書。

a おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地（令第5条第1号）  
「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する農地をいう。

なお、農業用道路、農業用排水施設、防風林等により分断されている場合や農業用施設等が点在している場合であつても、実際に、農業機械が容易に横断し又は迂回することができ、一体として利用することに支障があると認められない場合には、一団の農地として取り扱うことが適当と考えられる。

また、傾斜、土性その他の自然的条件からみて効率的な営農を行うことができず、一体として利用することに支障があると認められる場合には、一団の農地として取り扱わないことが適当と考えられる。

b 土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、次の(a)及び(b)の要件を満たす事業（以下「特定土地改良事業等」という。）の施行に係る区域内にある農地（令第5条第2号）

「施行に係る区域」には、特定土地改良事業等の工事を完了した区域だけでなく、特定土地改良事業等を実施中である区域を含むが、特定土地改良事業等の調査計画の段階であるものは含まない。

(a)・(b) (略)

c 傾斜、土性その他の自然的条件からみてその近傍の標準的な農地を超える生産をあげることができると認められる農地（令第5条第3号）

(1) 許可の基準

第1種農地の転用は、原則として、許可をすることができない。ただし、転用行為が次のいずれかに該当する場合には、例外的に許可をすることができる。

a 土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る事業の用に供するために行われるものであること（法第4条第6項ただし書）。

b 申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するたために行うものであつて、当該利用の目的

項第1号ロ括弧書。

a おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地（令第11条第1号）

「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する農地をいう。

なお、農業用道路、農業用排水施設、防風林等により分断されている場合や農業用施設等が点在している場合であつても、実際に、農業機械が容易に横断し又は迂回することができ、一体として利用することに支障があると認められない場合には、一団の農地として取り扱うことが適当と考えられる。

また、傾斜、土性その他の自然的条件からみて効率的な営農を行うことができず、一体として利用することに支障があると認められる場合には、一団の農地として取り扱わないことが適当と考えられる。

b 土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、次の(a)及び(b)の要件を満たす事業（以下「特定土地改良事業等」という。）の施行に係る区域内にある農地（令第11条第2号）

「施行に係る区域」には、特定土地改良事業等の工事を完了した区域だけでなく、特定土地改良事業等を実施中である区域を含むが、特定土地改良事業等の調査計画の段階であるものは含まない。

(a)・(b) (略)

c 傾斜、土性その他の自然的条件からみてその近傍の標準的な農地を超える生産をあげることができると認められる農地（令第11条第3号）

(1) 許可の基準

第1種農地の転用は、原則として、許可をすることができない。ただし、転用行為が次のいずれかに該当する場合には、例外的に許可をすることができる。

a 土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る事業の用に供するために行われるものであること（法第4条第2項ただし書）。

b 申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するたために行うものであつて、当該利用の目的

を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること（令第4条第1項第2号柱書、同項第1号イ）。

なお、砂利の採取を目的とす一時転用については、アのイ)のc)の(a)のi)及びii)に掲げる事項のすべてに該当する必要があると考えられる。

c 申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業の振興に資する施設として次に掲げるもの（b)から(e)までに掲げる施設にあつては、第1種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによつてはその目的を達成することができないと認められるものに限る。）の用に供するために行われるものであること（令第4条第1項第2号イ、則第33条）。

「第1種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによつてはその目的を達成することができないと認められる」か否かの判断については、①当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地、第2種農地や第3種農地があるか否か、②その土地を申請者が転用許可申請に係る事業目的に使用することが可能か否か等により行う。

(a) 農業用施設、農畜産物処理加工施設及び農畜産物販売施設

i 農業用施設には、次の施設が該当する。

(i) (略)

(ii) 畜舎、温室、植物工場（閉鎖された空間において生育環境を制御して農産物を安定的に生産する施設をいう。）、農産物集出荷施設、農産物貯蔵施設等農畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵又は出荷の用に供する施設

(iii) (略)

ii 農畜産物処理加工施設には、その地域で生産される農畜産物（主として、当該施設を設置する者が生産する農畜産物又は当該施設が設置される市町村及びその近隣の市町村の区域内において生産される農畜産物をいう。iii)において同じ。）を原料として処理

を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること（令第10条第1項第2号柱書、同項第1号イ）。

なお、砂利の採取を目的とす一時転用については、アのイ)のc)の(a)のi)及びii)に掲げる事項のすべてに該当する必要があると考えられる。

c 申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業の振興に資する施設として次に掲げるもの（b)から(e)までに掲げる施設にあつては、第1種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによつてはその目的を達成することができないと認められるものに限る。）の用に供するために行われるものであること（令第10条第1項第2号イ、則第33条）。

「第1種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによつてはその目的を達成することができないと認められる」か否かの判断については、①当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地、第2種農地や第3種農地があるか否か、②その土地を申請者が転用許可申請に係る事業目的に使用することが可能か否か等により行う。

(a) 農業用施設、農畜産物処理加工施設及び農畜産物販売施設

i 農業用施設には、次の施設が該当する。

(i) (略)

(ii) 畜舎、農産物集出荷施設、農産物貯蔵施設等農畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵又は出荷の用に供する施設

(iii) (略)

ii 農畜産物処理加工施設には、その地域で生産される農畜産物を原料として処理又は加工を行う、精米所、果汁（びん詰、缶詰）製造工場、漬物製造施設、野菜加工施設、製茶施設、い草加工施設、食肉処理加工施設等が該当する。

又は加工を行う、精米所、果汁（びん詰、缶詰）製造工場、漬物製造施設、野菜加工施設、製茶施設、い草加工施設、食肉処理加工施設等が該当する。

iii 農畜産物販売施設には、その地域で生産される農畜産物（当該農畜産物が処理又は加工されたものを含む。）の販売を行う施設で、農業者自ら設置する施設のほか、農業者の団体、iiの処理又は加工を行う者等が設置する地域特産物販売施設等が該当する。

iv・v (略)

(b)・(e) (略)

d 申請に係る農地を市街地に設置することが困難又は不適当なものとして次に掲げる施設の用に供するために行われるものであること（令第4条第1項第2号ロ、則第34条）。

(a)～(c) (略)

e 申請に係る農地を特別の立地条件を必要とする次のいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること（令第4条第1項第2号ハ、則第35条）。

(a)～(f) (略)

f 申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること。ただし、申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請に係る第1種農地の面積の割合が3分の1を超えず、かつ、申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請に係る甲種農地の面積の割合が5分の1を超えないものでなければならぬ（令第4条第1項第2号ニ、則第36条）。

g 申請に係る農地を公益性が高いと認められる事業で次のいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること（令第4条第1項第2号ホ、則第37条）。

(a) 土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業（太陽光を電気に変換する設備に関するものを除く。）

iii 農畜産物販売施設には、その地域で生産される農畜産物の販売を行う施設で、農業者自ら設置する施設のほか、農業者の団体等が設置する地域特産物販売施設等が該当する。

iv・v (略)

(b)・(e) (略)

d 申請に係る農地を市街地に設置することが困難又は不適当なものとして次に掲げる施設の用に供するために行われるものであること（令第10条第1項第2号ロ、則第34条）。

(a)～(c) (略)

e 申請に係る農地を特別の立地条件を必要とする次のいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること（令第10条第1項第2号ハ、則第35条）。

(a)～(f) (略)

f 申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること。ただし、申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請に係る第1種農地の面積の割合が3分の1を超えず、かつ、申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請に係る甲種農地の面積の割合が5分の1を超えないものでなければならぬ（令第10条第1項第2号ニ、則第36条）。

g 申請に係る農地を公益性が高いと認められる事業で次のいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること（令第10条第1項第2号ホ、則第37条）。

(a) 土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業

(b)～(k) (略)

(1) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第5条第1項に規定する基本計画に定められた同条第2項第2号に掲げる区域（農業上の土地利用との調整が調ったものに限る。）内において同法第7条第1項に規定する設備整備計画（当該設備整備計画のうち同条第2項第2号に掲げる事項について同法第6条第1項に規定する協議会における協議が調ったものであり、かつ、同法第7条第4項第1号又は第2号に係る当該設備整備計画についての協議が調ったものに限る。）に従って行われる同法第3条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備の整備

「農業上の土地利用との調整」は、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する計画制度の運用に関するガイドラインについて」（平成26年5月30日付け26食産第974号・26農振第700号・26林政利第43号・26水港第1087号・20140530資第51号・環政計発第1405301号・環自総発第1405302号農林水産省食料産業局長・農村振興局長・林野庁長官・水産庁長官、経済産業省資源エネルギー庁長官、環境省総合環境政策局長・自然環境局長連名通知）第4の2（2）①ニに定めるところにより行う。

h 地域整備法（令第4条第1項第2号へ(1)から(4)までに掲げる法律をいう。以下同じ。）の定めるところに従って行われる場合で令第4条第1項第2号へ(1)から(4)までのいずれかに該当するものその他地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる場合で(a)に掲げる要件に該当するものであることを掲げる要件に該当するものであること。

「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画」とは、土地の農業上の効率的な利用を図るための措置が講じられているものとして(b)に掲げる計画に限られる（令第4条第1項第2号へ(5)、則第38条及び第39条）。

また、「地域整備法の定めるところに従って行われる場合」については、別に農村振興局長が定めるところにより、あらかじめ地域整備法による施設の整備と農業上の

(b)～(k) (略)

(1) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第5条第1項に規定する基本計画に定められた同条第2項第2号に掲げる区域（農業上の土地利用との調整が調ったものに限る。）内において同法第7条第1項に規定する設備整備計画（当該設備整備計画のうち同条第2項第2号に掲げる事項について同法第6条第1項に規定する協議会における協議が調ったものであり、かつ、同法第7条第4項第1号又は第2号に係る当該設備整備計画についての協議が調ったものに限る。）に従って行われる同法第3条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備の整備

「農業上の土地利用との調整」は、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する計画制度の運用に関するガイドラインについて」（平成26年5月30日付け26食産第974号・26農振第700号・26林政利第43号・26水港第1087号・20140530資第51号・環政計発第1405301号・環自総発第1405302号農林水産省食料産業局長・農村振興局長・林野庁長官・水産庁長官、経済産業省資源エネルギー庁長官、環境省総合環境政策局長・自然環境局長連名通知）第4の2（2）①ニに定めるところにより行う。

h 地域整備法の定めるところに従って行われる場合で令第8条第2項各号のいずれかに該当するものその他地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる場合で(a)に掲げる要件に該当するものであること。

「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画」とは、土地の農業上の効率的な利用を図るための措置が講じられているものとして(b)に掲げる計画に限られる（令第10条第1項第2号へ、則第38条及び第39条）。

また、「地域整備法の定めるところに従って行われる場合」については、別に農村振興局長が定めるところにより、あらかじめ地域整備法による施設の整備と農業上の土地利用との調整を即地的に行う。

土地利用との調整を即地的に行う。

(a)・(b) (略)

ウ 市街化調整区域内にある特に良好な営農条件を備えている農地（甲種農地。令第6条）

(7) 要件

甲種農地は、第1種農地の要件に該当する農地のうち市街化調整区域内にある特に良好な営農条件を備えている農地として次に掲げる要件に該当するものである。

a おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械（農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）第2条第3項に規定する高性能農業機械をいう。）による営農に適するものと認められること（令第6条第1号、則第41条）。

b 特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地のうち、当該事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過したものを除く。ただし、特定土地改良事業等のうち、農地を開発すること又は農地の形質に変更を加えることを目的とする事業（いわゆる面的整備事業）で次に掲げる基準に適合するもの施行に係る区域内にあるものに限られる（令第6条第2号、則第42条）。

「工事が完了した年度」については、土地改良事業の工事の場合にあつては土地改良法第113条の2第2項又は第3項の規定による公告により、土地改良事業以外の事業の工事の場合にあつては事業実績報告等により確認することが適当と考えられる。

また、「施行に係る区域」には、特定土地改良事業等の工事を完了した区域だけでなく、特定土地改良事業等を実施中である区域を含むが、特定土地改良事業等の調査計画の段階であるものは含まない。

(a)・(b) (略)

(イ) 許可の基準

甲種農地の転用は、原則として、許可をすることができない。

ただし、転用行為が次のいずれかに該当する場合には、例外的に許可をすることができる。この場合、甲種農地が

(a)・(b) (略)

ウ 市街化調整区域内にある特に良好な営農条件を備えている農地（甲種農地。令第12条）

(7) 要件

甲種農地は、第1種農地の要件に該当する農地のうち市街化調整区域内にある特に良好な営農条件を備えている農地として次に掲げる要件に該当するものである。

a おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械（農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）第2条第3項に規定する高性能農業機械をいう。）による営農に適するものと認められること（令第12条第1号、則第41条）。

b 特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地のうち、当該事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過したものを除く。ただし、特定土地改良事業等のうち、農地を開発すること又は農地の形質に変更を加えることを目的とする事業（いわゆる面的整備事業）で次に掲げる基準に適合するもの施行に係る区域内にあるものに限られる（令第12条第2号、則第42条）。

「工事が完了した年度」については、土地改良事業の工事の場合にあつては土地改良法第113条の2第2項又は第3項の規定による公告により、土地改良事業以外の事業の工事の場合にあつては事業実績報告等により確認することが適当と考えられる。

また、「施行に係る区域」には、特定土地改良事業等の工事を完了した区域だけでなく、特定土地改良事業等を実施中である区域を含むが、特定土地改良事業等の調査計画の段階であるものは含まない。

(a)・(b) (略)

(イ) 許可の基準

甲種農地の転用は、原則として、許可をすることができない。

ただし、転用行為が次のいずれかに該当する場合には、例外的に許可をすることができる。この場合、甲種農地が

特に良好な営農条件を備えている農地であることにかんがみ、許可をすることができる場合は、第1種農地より更に限定される。

a イの(イ)のaに該当する場合(法第4条第6項ただし書)  
b イの(イ)のbに該当する場合(令第4条第1項第2号柱書、同項第1号イ)

c イの(イ)のcの(a)から(e)までに掲げる施設(同(b)から(e)までに掲げる施設にあつては、第1種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによつてはその目的を達成することができないと認められるもの)に限り、同(e)に掲げる施設にあつては、敷地面積がおおむね500平方メートルを超えないものに限る。)の用に供するため行われるものであること(令第4条第1項第2号イ、則第33条)。

「第1種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによつてはその目的を達成することができないと認められる」か否かの判断については、①当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地、第2種農地や第3種農地があるか否か、②その土地を申請者が転用許可申請に係る事業目的に使用することが可能か否か等により行う。

d イの(イ)のeの(a)から(e)までのいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること(令第4条第1項第2号ハ、則第35条)。

e イの(イ)のfに該当する場合(令第4条第1項第2号ニ、則第36条)

f イの(イ)のgの(b)、(d)、(e)又は(h)から(j)までのいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること(令第4条第1項第2号ホ、則第37条)。

g イの(イ)のhに該当する場合(令第4条第1項第2号ヘ、則第38条及び第39条)

エ 市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地(第3種農地。法第4条第6項第1号ロ(1))  
(7) 要件  
第3種農地は、農用地区域内にある農地以外の農地のう

特に良好な営農条件を備えている農地であることにかんがみ、許可をすることができる場合は、第1種農地より更に限定される。

a イの(イ)のaに該当する場合(法第4条第2項ただし書)  
b イの(イ)のbに該当する場合(令第10条第1項第2号柱書、同項第1号イ)

c イの(イ)のcの(a)から(e)までに掲げる施設(同(b)から(e)までに掲げる施設にあつては、第1種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによつてはその目的を達成することができないと認められるもの)に限り、同(e)に掲げる施設にあつては、敷地面積がおおむね500平方メートルを超えないものに限る。)の用に供するため行われるものであること(令第10条第1項第2号イ、則第33条)。

「第1種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによつてはその目的を達成することができないと認められる」か否かの判断については、①当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地、第2種農地や第3種農地があるか否か、②その土地を申請者が転用許可申請に係る事業目的に使用することが可能か否か等により行う。

d イの(イ)のeの(a)から(e)までのいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること(令第10条第1項第2号ハ、則第35条)。

e イの(イ)のfに該当する場合(令第10条第1項第2号ニ、則第36条)

f イの(イ)のgの(b)、(d)、(e)又は(h)から(j)までのいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること(令第10条第1項第2号ホ、則第37条)。

g イの(イ)のhに該当する場合(令第10条第1項第2号ヘ、則第38条及び第39条)

エ 市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地(第3種農地。法第4条第2項第1号ロ(1))  
(7) 要件  
第3種農地は、農用地区域内にある農地以外の農地のう

ち、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、次に掲げる区域内にあるものである（令第7条、則第43条及び第44条）。

なお、申請に係る農地が第3種農地の要件に該当する場合には、同時に第1種農地の要件に該当する場合であっても、第3種農地として区分される（法第4条第6項第1号ロ括弧書）。

a～c (略)

(イ) (略)

オ エの区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地（第2種農地。法第4条第6項第1号ロ(2)）

(ア) 要件

第2種農地は、農用地区域内にある農地以外の農地のうち、エの区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地で、次に掲げる区域内にあるものである（令第8条、則第45条及び第46条）。

なお、申請に係る農地が第2種農地の要件に該当する場合は、同時に第1種農地の要件に該当する場合であっても、第2種農地として区分される（法第4条第6項第1号ロ括弧書）。

a・b (略)

(イ) 許可の基準

第2種農地の転用は、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合には、原則として、許可をすることができない。

なお、「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる」か否かの判断については、①当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地や第3種農地があるか否か、②その土地を申請者が転用許可申請に係る事業目的に使用することが可能か否か等により行う。

ただし、この場合であっても、次に掲げる場合には、例外的に許可をすることができ。

a 転用行為が土地収用法第26条第1項の規定による告示

ち、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、次に掲げる区域内にあるものである（令第13条、則第43条及び第44条）。

なお、申請に係る農地が第3種農地の要件に該当する場合には、同時に第1種農地の要件に該当する場合であっても、第3種農地として区分される（法第4条第2項第1号ロ括弧書）。

a～c (略)

(イ) (略)

オ エの区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地（第2種農地。法第4条第2項第1号ロ(2)）

(ア) 要件

第2種農地は、農用地区域内にある農地以外の農地のうち、エの区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地で、次に掲げる区域内にあるものである（令第14条、則第45条及び第46条）。

なお、申請に係る農地が第2種農地の要件に該当する場合は、同時に第1種農地の要件に該当する場合であっても、第2種農地として区分される（法第4条第2項第1号ロ括弧書）。

a・b

(イ) 許可の基準

第2種農地の転用は、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合には、原則として、許可をすることができない。

なお、「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる」か否かの判断については、①当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地や第3種農地があるか否か、②その土地を申請者が転用許可申請に係る事業目的に使用することが可能か否か等により行う。

ただし、この場合であっても、次に掲げる場合には、例外的に許可をすることができ。

a 転用行為が土地収用法第26条第1項の規定による告示

に係る事業の用に供するために行われるものである場合  
(法第4条第6項ただし書)

b 転用行為がイの(イ)のc、d、g又はhのいずれかに該当する場合(令第4条第2項)

この場合、イの(イ)のcの(b)から(e)までに掲げる施設にあつては、第2種農地以外の周辺の土地に設置することによつてその目的を達成することができると認められるものであつても、許可をすることができ(則第33条括弧書)。

なお、第1種農地において例外的に許可をすることができる場合のうちイの(イ)のb、e又はfの場合は、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することによつては当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められないため第2種農地の転用の許可をすることができ(則第33条第2項)であることと改められていないものである。

カ その他の農地(第2種農地)

(7) (略)

(1) 許可の基準

法第4条第6項第2号により、第2種農地の場合と同様の基準となる。

(2) 立地基準以外の基準(一般基準。法第4条第6項第3号から第5号まで)

(1)の立地基準に適合する場合であつても、次のいずれかに該当するときは、許可をすることができない。

ア 農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と認められない場合(法第4条第6項第3号)

具体的には、次に掲げる事由がある場合である。

(7) 転用行為を行うのに必要な資力及び信用があると認められないこと(法第4条第6項第3号)。

(イ) 申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ないこと(法第4条第6項第3号)。

「転用行為の妨げとなる権利」とは、法第3条第1項本文に掲げる権利である。

(7)～(キ) (略)

(ク) 申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成(その処分を含む。)のみを目的とするもので

に係る事業の用に供するために行われるものである場合  
(法第4条第2項ただし書)

b 転用行為がイの(イ)のc、d、g又はhのいずれかに該当する場合(令第10条第2項)

この場合、イの(イ)のcの(b)から(e)までに掲げる施設にあつては、第2種農地以外の周辺の土地に設置することによつてその目的を達成することができると認められるものであつても、許可をすることができ(則第33条括弧書)。

なお、第1種農地において例外的に許可をすることができる場合のうちイの(イ)のb、e又はfの場合は、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することによつては当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められないため第2種農地の転用の許可をすることができ(則第33条第2項)であることと改められていないものである。

カ その他の農地(第2種農地)

(7) (略)

(1) 許可の基準

法第4条第2項第2号により、第2種農地の場合と同様の基準となる。

(2) 立地基準以外の基準(一般基準。法第4条第2項第3号から第5号まで)

(1)の立地基準に適合する場合であつても、次のいずれかに該当するときは、許可をすることができない。

ア 農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と認められない場合(法第4条第2項第3号)

具体的には、次に掲げる事由がある場合である。

(7) 転用行為を行うのに必要な資力及び信用があると認められないこと(法第4条第2項第3号)。

(イ) 申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ないこと(法第4条第2項第3号)。

「転用行為の妨げとなる権利」とは、法第3条第1項本文に掲げる権利である。

(7)～(キ) (略)

(ク) 申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成(その処分を含む。)のみを目的とするもので

あること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない（則第47条第5号）。

a～k (略)

1 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成4年法律第76号）第8条第1項に規定する同意基本計画に基づき同法第2条第2項に規定する拠点地区内において同項の事業として住宅及び住宅地若しくは同法第6条第5項に規定する教養文化施設等の用に供される土地を造成するため又は同条第4項に規定する拠点地区内において同法第2条第3項に規定する産業業務施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにすることを確実と認められるとき。

m (略)

n 地方公共団体（都道府県及び指定市町村を除く。）又は独立行政法人都市再生機構その他国（国が出資している法人を含む。）の出資により設立された地域の開発を目的とする法人が工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにすることを確実と認められるとき。

o (略)

p 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成16年政令第182号）第3条第1項第3号に規定する事業協同組合等が同号に掲げる事業の実施により工場、事業場その他の施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにすることを確実と認められるとき。

q～s (略)

イ 周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあるとき認められる場合（法第4条第6項第4号）  
申請に係る農地の転用行為により、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあるとき認められる場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあるとき認められる場合その他の周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあるとき認められる場合（法第4条第6項第4号）には、許可をすることができない。

「災害を発生させるおそれがあると認められる場合」とは、土砂の流出又は崩壊のおそれがあると認められる場合のほか、ガス、粉じん又は鉱煙の発生、湧水、捨石等により周辺の農

あること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない（則第47条第5号）。

a～k (略)

1 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成4年法律第76号）第8条第1項に規定する同意基本計画に基づき同法第2条第2項に規定する拠点地区内において同項の事業として住宅及び住宅地若しくは同法第6条第4項に規定する教養文化施設等の用に供される土地を造成するため又は同条第3項に規定する拠点地区内において同法第2条第3項に規定する産業業務施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにすることを確実と認められるとき。

m (略)

n 地方公共団体（都道府県を除く。）又は独立行政法人都市再生機構その他国（国が出資している法人を含む。）の出資により設立された地域の開発を目的とする法人が工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにすることを確実と認められるとき。

o (略)

p 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成16年政令第182号）第2条第1項第3号に規定する事業協同組合等が同号に掲げる事業の実施により工場、事業場その他の施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにすることを確実と認められるとき。

q～s (略)

イ 周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあるとき認められる場合（法第4条第2項第4号）  
申請に係る農地の転用行為により、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあるとき認められる場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあるとき認められる場合その他の周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあるとき認められる場合（法第4条第2項第4号）には、許可をすることができない。

「災害を発生させるおそれがあると認められる場合」とは、土砂の流出又は崩壊のおそれがあると認められる場合のほか、ガス、粉じん又は鉱煙の発生、湧水、捨石等により周辺の農

地の営農条件への支障がある場合をいう。

また、「周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがある」と認められる場合」としては、法に例示されているもののほか、次に掲げる場合が想定される。

(ア)～(ウ) (略)

ウ 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため農地を転用しようとする場合において、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められないとき（法第4条第6項第5号）。

「その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されること」とは、一時的な利用に供された後、速やかに農地として利用することができる状態に回復されることをいう。

## 2 法第4条第4項関係

農業委員会は、法第4条第3項の規定により意見を述べようとするとき（同一の事業（同一の事業主体が一連の事業計画の下に転用しようとする事業をいう。）の目的に供するため30アールを超える農地転用に係るものに限る。）は、あらかじめ、都道府県農業委員会ネットワーク機構（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第42条第1項の規定による都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。以下同じ。）の意見を聴かなければならない。

また、農業委員会は、意見を述べるため必要があると認めるときは、都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴くことができる。

農業委員会から意見を求められた事案についての都道府県農業委員会ネットワーク機構の審議は、原則として書面審理によることが適当と考えられる。

なお、農業委員会は、都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴くために必要な書面（以下「諮問書」という。）の記載内容が簡略化されたり、諮問書の提出が都道府県農業委員会ネットワーク機構における審議の直前となることのないよう留意することが適当と考えられる。

## 3 法第4条第8項関係

(1) 国、都道府県又は指定市町村が農地を農地以外のものにしようとする場合には、直接、都道府県知事等に対し、文書により

地の営農条件への支障がある場合をいう。

また、「周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがある」と認められる場合」としては、法に例示されているもののほか、次に掲げる場合が想定される。

(ア)～(ウ) (略)

ウ 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため農地を転用しようとする場合において、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められないとき（法第4条第2項第5号）。

「その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されること」とは、一時的な利用に供された後、速やかに農地として利用することができる状態に回復されることをいう。

## 2 法第4条第3項関係

都道府県知事が、法第4条第1項の許可をしようとするときは、同条第3項の規定により、あらかじめ、都道府県農業会議（以下「農業会議」という。）の意見を聴かなければならない。

都道府県知事から諮問を受けた事案についての農業会議の審議は、原則として書面審理によることが適当と考えられる。

また、都道府県知事は、農業会議の意見を聴くために必要な書面（以下「諮問書」という。）の記載内容が簡略化されたり、当該書面の提出が農業会議の常任議員の会議の開催の直前となることのないよう留意することが適当と考えられる。

さらに、都道府県知事が農地転用の許可をしようとするときに、農業会議の意見を聴くこととしている趣旨は、農業全般について広い見地から意見を聴くことにより公平な処分が行われることを確保しようとするものであることから、諮問書の記載内容及び農業会議への提出期日については、必要に応じ農業会議との間で十分に調整等を行いながら的確に対応することが適当と考えられる。

## 3 法第4条第5項関係

(1) 国又は都道府県が農地を農地以外のものにしようとする場合には、直接、都道府県知事（国又は都道府県が同一の事業の目

協議を求めるとし、当該文書の提出により協議を受けた都道府県知事は、当該協議を成立させるか否かについて文書により回答することが適当と考えられる。

(2) 法第4条第8項の協議の成立又は不成立の判断基準については、1の法第4条第1項の許可の基準の例による。したがって、国、都道府県又は指定市町村は、則第25条各号に掲げる施設を設置するための用地として農地を選定せざるを得ない場合は、同項の許可を受けることのできる農地が選定されるよう、当該協議に先立って都道府県知事等と十分に調整を行うことが適当と考えられる。

(3) 都道府県知事等は、あらかじめ、国、都道府県又は指定市町村が則第25条各号に掲げる施設を設置するために農地転用を行うことによる影響をできる限り客観的かつ定量的に評価するための仕組みや基準を策定しておくとともに、(2)の調整に当たっては、国、都道府県又は指定市町村に対し、十分に説得力のある説明を行うことが望ましい。

4 (略)

5 法第5条第3項関係

法第5条第3項において準用する法第4条第4項又は第5項の規定による都道府県農業委員会ネットワーク機構からの意見聴取については、2と同様となる。

6 (略)

7 法第51条及び第52条の4関係

(1) 違反転用の防止及び早期発見・是正のための取組

ア 都道府県又は指定市町村の取組

違反転用の防止及び早期発見・是正を図るため、都道府県又は指定市町村においては、次に掲げる取組を行うことが適当と考えられる。

(7) 違反転用を防止するためには、まず、地域住民・農業者に対する啓発を図ることが重要であることから、都道府県又は指定市町村自ら啓発活動に取り組むとともに、地域住

的に供するため4ヘクタールを超える農地を農地以外にする場合には、農林水産大臣。以下3において同じ。)に対し、文書により協議を求めるとし、当該文書の提出により協議を受けた都道府県知事は、当該協議を成立させるか否かについて文書により回答することが適当と考えられる。

(2) 法第4条第5項の協議の成立又は不成立の判断基準については、1の法第4条第1項の許可の基準の例による。したがって、国又は都道府県は、則第28条各号に掲げる施設を設置するための用地として農地を選定せざるを得ない場合には、同項の許可を受けることのできる農地が選定されるよう、当該協議に先立って都道府県知事と十分に調整を行うことが適当と考えられる。

(3) 都道府県知事は、あらかじめ、国又は都道府県が則第28条各号に掲げる施設を設置するために農地転用を行うことによる影響をできる限り客観的かつ定量的に評価するための仕組みや基準を策定しておくとともに、(2)の調整に当たっては、国又は都道府県に対し、十分に説得力のある説明を行うことが望ましい。

4 (略)

5 法第5条第3項関係

法第5条第3項において準用する法第4条第3項の規定による農業会議からの意見聴取については、2と同様となる。

6 (略)

7 法第51条関係

(1) 違反転用の防止及び早期発見・是正のための取組

ア 都道府県の取組

違反転用の防止及び早期発見・是正を図るため、都道府県においては、次に掲げる取組を行うことが適当と考えられる。

(7) 違反転用を防止するためには、まず、地域住民・農業者に対する啓発を図ることが重要であることから、都道府県自ら啓発活動に取り組むとともに、地域住民・農業者によ

民・農業者により身近である農業委員会において、イによる啓発活動が活発に行われるよう助言・指導を行うこと。

(イ) 違反行為が生じた場合には、時間が経過するほど原状回復が難しくなる傾向があることから、早期に発見し是正指導に着手することが重要である。このため、農業委員会が違反転用を把握した場合における都道府県知事等に対する報告が迅速になされるよう、日ごろから農業委員会との情報連絡体制を密にするとともに、農業委員会において違反転用に對する情報収集体制が整備されるよう助言・指導を行うこと。

(ウ) (略)

(エ) 産業廃棄物等の投棄による違反転用については、都道府県又は指定市町村の環境担当部局や地元警察との情報連絡体制を密にし、これらの機関との連携により違反転用の早期発見・早期是正に努めること。

イ 農業委員会の取組

違反転用の防止及び早期発見・是正を図るため、農業委員会においては、次に掲げる取組を行うことが適当と考えられる。

(ア) (略)

(イ) 農業委員会は、国、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合等関係機関との連携の下で、違反転用に関する情報の効率的な収集体制及び関係機関相互間の情報連絡体制の整備に努めること。

(ウ) 農業委員会は、必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、法第51条の規定による命令その他必要な措置を講ずべきことを要請することができ、この要請は、原則として書面によることが適当と考えられる。

(2) 法第51条第1項の規定による処分の基準

ア～ウ (略)

(削る。)

り身近である農業委員会において、イによる啓発活動が活発に行われるよう助言・指導を行うこと。

(イ) 違反行為が生じた場合には、時間が経過するほど原状回復が難しくなる傾向があることから、早期に発見し是正指導に着手することが重要である。このため、農業委員会が違反転用を把握した場合における都道府県知事等に対する報告が迅速になされるよう、日ごろから農業委員会との情報連絡体制を密にするとともに、農業委員会において違反転用に對する情報収集体制が整備されるよう助言・指導を行うこと。

(ウ) (略)

(エ) 産業廃棄物等の投棄による違反転用については、都道府県の環境担当部局や地元警察との情報連絡体制を密にし、これらの機関との連携により違反転用の早期発見・早期是正に努めること。

イ 農業委員会の取組

違反転用の防止及び早期発見・是正を図るため、農業委員会においては、次に掲げる取組を行うことが適当と考えられる。

(ア) (略)

(イ) 農業委員会は、国、都道府県、土地改良区、農業協同組合等関係機関との連携の下で、違反転用に関する情報の効率的な収集体制及び関係機関相互間の情報連絡体制の整備に努めること。

(新設)

(2) 法第51条第1項の規定による処分の基準

ア～ウ (略)

エ 都道府県知事は、法第4条第1項若しくは第5条第1項の規定に違反した者又はその一般承継人に対して法第51条第1項の規定による命令をしようとするときは、工事その他の行為の停止を命ずる場合を除き、あらかじめ、地方農政局長(北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。)に協議することとする。

二 なお、法第3条第1項又は第18条第1項の許可について、詐欺、強迫等によりその意思決定に瑕疵がある場合又は収賄その他の不正行為に基づきなされた場合には、法第51条第1項の規定にかかわらず、公益上の必要があるときは、当該許可を取り消すことができると解される。

(3) (略)

(4) 法第51条第5項に規定する費用の徴収の方法

法第51条第5項に規定する費用の徴収の方法については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定を準用することとされていることから、実際に要した費用の額及びこれを納付すべき期日を定め、違反転用者等に対し、文書をもってその納付を命じなければならぬとともに、代執行に要した費用は、当該期日までに納付されない場合は、国税徴収法（昭和34年法律第147号）に規定する国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。

具体的には、次に掲げる点に留意する必要がある。

ア 国税滞納処分の手続においては、徴収職員は、滞納者の財産を差し押さえた上で、差押財産を公売に付すこととされているが、滞納者の所在が不明である場合は、これらの手続に際し、公示送達が認められること（国税徴収法第5章及び国税通則法（昭和37年法律第66号）第14条）から、都道府県知事等は、違反転用者等の所在が不明である場合には、当該違反転用者等に対して差押書を公示送達の手続により送達することによつて、その財産を差し押え、公売を行い、代執行に要した費用を徴収することができることとなり、売却価格から代執行に要した費用を差し引いた額は、法務局に供託することとなる。

イ (略)

8 法第59条関係

(1) (略)

(2) 農地転用許可事務の処理に係る実態調査

地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）は、毎年、都道府県知事等の処理する農地転用許可事務について実態調査を行い、不適正な事務処理がなされていると認められる場合には、その改善を図るため、同法第245条の4第1項の助言若しくは勧告又は同

才 なお、法第3条第1項又は第18条第1項の許可について、詐欺、強迫等によりその意思決定に瑕疵がある場合又は収賄その他の不正行為に基づきなされた場合には、法第51条第1項の規定にかかわらず、公益上の必要があるときは、当該許可を取り消すことができると解される。

(3) (略)

(4) 法第51条第5項に規定する費用の徴収の方法

法第51条第5項に規定する費用の徴収の方法については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定を準用することとされていることから、実際に要した費用の額及びこれを納付すべき期日を定め、違反転用者等に対し、文書をもってその納付を命じなければならぬとともに、代執行に要した費用は、当該期日までに納付されない場合は、国税徴収法（昭和34年法律第147号）に規定する国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。

具体的には、次に掲げる点に留意する必要がある。

ア 国税滞納処分の手続においては、徴収職員は、滞納者の財産を差し押さえた上で、差押財産を公売に付すこととされているが、滞納者の所在が不明である場合は、これらの手続に際し、公示送達が認められること（国税徴収法第5章及び国税通則法（昭和37年法律第66号）第14条）から、農林水産大臣又は都道府県知事は、違反転用者等の所在が不明である場合には、当該違反転用者等に対して差押書を公示送達の手続により送達することによつて、その財産を差し押え、公売を行い、代執行に要した費用を徴収することができることとなり、売却価格から代執行に要した費用を差し引いた額は、法務局に供託することとなる。

イ (略)

8 法第59条関係

(1) (略)

(2) 農地転用許可事務の処理に係る実態調査

地方農政局長等は、毎年、都道府県知事（都道府県知事の仕事を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた場合にあっては、当該市町村。(3)において「都道府県知事等」という。）の処理する農地転用許可事務について実態調査を行

法第245条の5第1項の規定による求め（都道府県知事の事務を同法第252条の17の2第1項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた場合）は、同法第245条の4第2項又は第245条の5第2項の指示。以下「是正の要求等」という。）を行うことが適当と考えられる。

なお、当該調査は、指定市町村の長による事務処理及び都道府県知事による2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地転用に係る事務処理について重点的に行うほか、その都度、必要に応じて重点課題等を定めて行う。

(3) (略)

### 第3 遊休農地に関する措置

法第1条に規定する目的及び法第2条の2に規定する農地について権利を有する者の責務の趣旨を踏まえて、法令上例外措置が認められている場合を除き、法第4章の遊休農地に関する措置を必ず講じなければならぬことに留意されたい。

また、贈与税及び相続税の納税猶予制度の適用を受けている農地については、法第36条第1項の勧告があつた場合には納税猶予の期限が確定することから、「遊休農地に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度の適正な運用について」（平成26年9月30日付け26経営第948号農林水産省経営局長通知）の内容に十分留意されたい。

#### 1 法第30条第1項関係

法第30条第1項に規定する利用状況調査は、次に掲げる事項に留意されたい。

(1) (略)

(2) 調査の方法

ア 旧市町村、大字等適当な範囲で区域を区切り、担当の農地利用最適化推進委員（農地利用最適化推進委員を委嘱していない農業委員会）は、農業委員を定め、必要に応じて地域の農業事情に精通した者、農業団体等の協力を得て、調査すること。

イ・ウ (略)

2～4 (略)

第4 遊休農地に関する措置を行った農地等に関する取扱いについて  
(1) 法第32条第6項においては、法第4条第1項又は第5条第1項

い、不適正な事務処理がなされっていると認められる場合には、その改善を図るため、同法第245条の4第1項の助言若しくは勧告又は同法第245条の5第1項の規定による求め（都道府県知事の事務を同法第252条の17の2第1項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた場合）は、同法第245条の4第2項又は第245条の5第2項の指示。以下「是正の要求等」という。）を行うことが適当と考えられる。

なお、当該調査は、その都度、重点課題等を定めて行う。

(3) (略)

### 第3 遊休農地に関する措置

法第1条に規定する目的及び法第2条の2に規定する農地について権利を有する者の責務の趣旨を踏まえて、法令上例外措置が認められている場合を除き、法第4章の遊休農地に関する措置を必ず講じなければならぬことに留意されたい。

また、贈与税及び相続税の納税猶予制度の適用を受けている農地については、法第36条第1項の勧告があつた場合には納税猶予の期限が確定することから、「遊休農地に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度の適正な運用について」（平成26年9月30日付け26経営第948号農林水産省経営局長通知）の内容に十分留意されたい。

#### 1 法第30条第1項関係

法第30条第1項に規定する利用状況調査は、次に掲げる事項に留意されたい。

(1) (略)

(2) 調査の方法

ア 旧市町村、大字等適当な範囲で区域を区切り、担当の農業委員を定め、必要に応じて地域の農業事情に精通した者、農業団体等の協力を得て、調査すること。

イ・ウ (略)

2～4 (略)

第4 遊休農地に関する措置を行った農地等に関する取扱いについて  
(1) 法第32条第6項においては、法第4条第1項又は第5条第1項

の許可に係る農地その他農林水産省令で定める農地については、  
法第32条第1項又は第33条第1項の規定による利用意向調査の対  
象とはならないこととされている。

このうち、則第77条第1号に掲げる農地は、遊休農地状態に  
あり、かつ、所有者等によっても、都道府県知事による裁定の相  
手方とされている農地中間管理機構によっても、農業上の利用の  
増進を図ることが見込まれないものである。

このため、農業委員会は、則第77条第1号に掲げる土地であ  
って、(3)のア又はイに該当する旨総会又は部会の議決により判  
断したもののについては、その所有者等及び都道府県、市町村、法  
務局等の関係機関に対して、対象地は農地法第2条第1項に規定  
する「農地」に該当しない旨を通知するとともに、対象地につい  
て、農地台帳の整理等を行うこと。ただし、法第4条第1項若し  
くは第5条第1項の規定に違反すると認められる場合は法第4  
条第1項若しくは第5条第1項の許可に付された条件に違反す  
ると認められる場合はこの限りでない。

(2) 農業委員会は、則第77条第1号に掲げる土地以外の土地につ  
いて、所有者から農地法第2条第1項の農地に該当しないことの  
証明を依頼された場合、次に掲げる手続に従い、農地に該当する  
か否かの判断を行うこと。

ア 法第30条の利用状況調査、荒廃農地の発生解消状況に関する  
調査（「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領」（平成20年  
4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知）に  
基づく調査をいう。）等を踏まえ、(3)の基準に従って対象地が  
法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かについて総会  
又は部会の議決により判断する。

イ・ウ (略)  
(3)・(4) (略)

第5・第6 (略)

の許可に係る農地その他農林水産省令で定める農地については、  
法第32条第1項又は第33条第1項の規定による利用意向調査の対  
象とはならないこととされている。

このうち、則第77条第1号に掲げる農地は、遊休農地状態に  
あり、かつ、所有者等によっても、都道府県知事による裁定の相  
手方とされている農地中間管理機構によっても、農業上の利用の  
増進を図ることが見込まれないものである。

このため、農業委員会は、則第77条第1号に掲げる土地であ  
って、(3)のア又はイに該当する旨総会又は農地部会の議決によ  
り判断したもののについては、その所有者等及び都道府県、市町村、  
法務局等の関係機関に対して、対象地は農地法第2条第1項に規  
定する「農地」に該当しない旨を通知するとともに、対象地につ  
いて、農地台帳の整理等を行うこと。ただし、法第4条第1項若  
しくは第5条第1項の規定に違反すると認められる場合は法第  
4条第1項若しくは第5条第1項の許可に付された条件に違反す  
ると認められる場合はこの限りでない。

(2) 農業委員会は、則第77条第1号に掲げる土地以外の土地につ  
いて、所有者から農地法第2条第1項の農地に該当しないことの  
証明を依頼された場合、次に掲げる手続に従い、農地に該当する  
か否かの判断を行うこと。

ア 法第30条の利用状況調査、荒廃農地の発生解消状況に関する  
調査（「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領」（平成20年  
4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知）に  
基づく調査をいう。）等を踏まえ、(3)の基準に従って対象地が  
法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かについて総会  
又は農地部会の議決により判断する。

イ・ウ (略)  
(3)・(4) (略)

第5・第6 (略)

附 則

この通知は、平成28年4月1日から施行する。

○農地法関係事務処理要領の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）  
の一部改正新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>別紙1</p> <p>農地法に係る事務処理要領</p> <p>第1 農地又は採草放牧地の権利移動の関係</p> <p>1 法第3条第1項の許可申請手続</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 許可申請書に則第10条第2項第11号の「その他参考となるべき書類」(営農計画書、損益計算書の写し、総会議事録の写し等)を添付させる場合には、申請負担軽減の観点から、特に次のことに留意する。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>2 農業委員会の処理</p> <p>農業委員会は、許可申請書の提出があった場合には、次により処理する必要がある。</p> <p>(1) 農業委員会は、許可申請書の提出があったときは、その記載事項及び添付書類について審査するとともに、必要に応じて実情を調査し、その申請が適法なものであるかどうか、農地法(昭和27年法律第229号。以下「法」という。)第3条の規定に違反しないかどうか、及び「農地法関係事務に係る処理基準について」(平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知。以下「処理基準」という。)別紙1の第3に規定する許可基準に該当しないかどうかを判定する。この場合において、申請者又はその世帯員等が法第3条第2項第1号に掲げる権利を有している農地等に他の農業委員会の区域内にある農地等が含まれている場合は、当該区域を管轄する農業委員会と連携してその実情を確認することが望ましい。また、農業生産法人以外の法人等(法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けようとする法人及び個人をいう。以下同じ。)1項の許可を受けようとする市町村長に農業生産法人以外の法人等にあつては、あらかじめ市町村長に当該通知に対する市町村長に許可をしようとする旨を通知し、当該通知に対する市町村長の意見があつた場合は当該意見も参考の上判定する。なお、市</p>	<p>別紙1</p> <p>農地法に係る事務処理要領</p> <p>第1 農地又は採草放牧地の権利移動の関係</p> <p>1 法第3条第1項の許可申請手続</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 許可申請書に則第10条第2項第9号の「その他参考となるべき書類」(営農計画書、損益計算書の写し、総会議事録の写し等)を添付させる場合には、申請負担軽減の観点から、特に次のことに留意する。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>2 農業委員会の処理</p> <p>農業委員会は、許可申請書の提出があった場合には、次により処理する必要がある。</p> <p>(1) 農業委員会は、許可申請書の提出があったときは、その記載事項及び添付書類について審査するとともに、必要に応じて実情を調査し、その申請が適法なものであるかどうか、農地法(昭和27年法律第229号。以下「法」という。)第3条の規定に違反しないかどうか、及び「農地法関係事務に係る処理基準について」(平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知。以下「処理基準」という。)別紙1の第3に規定する許可基準に該当しないかどうかを判定する。この場合において、申請者又はその世帯員等が法第3条第1項本文に掲げる権利を有している農地等に他の農業委員会の区域内にある農地等が含まれている場合は、当該区域を管轄する農業委員会と連携してその実情を確認することが望ましい。また、農地所有適格法人以外の法人等(法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けようとする法人及び個人をいう。以下同じ。)1項の許可を受けようとする市町村長に農地所有適格法人以外の法人等に許可をしようとする旨を通知し、当該通知に対する市町村長の意見があつた場合は当該意見も参考の上判定する。</p>

る。なお、市町村長が意見を述べる事務が適正かつ迅速に処理されるよう、農業委員会は、農地所有適格法人以外の法人等から許可申請書の提出があった時点において、市町村の担当部に連絡を行うことが望ましい。

また、この場合において、許可申請書の記載事項又は添付書類に不備があるときは、これの補正又は追完を求めめる必要がある。

- (2) (略)
- (3) 農業委員会は、(2)の処分をしたときは、当該処分について、その内容、その目的となつた権利の設定又は移転の種類等に応じて必要な区分をし、その区分ごとに許可申請書を指令書の写しとともに整理して保管する。

また、農地所有適格法人に対して許可を行つた場合には、その農地等の権利取得時における要件の適合状況を法第3条第1項の許可申請書等により、第5の2の農地所有適格法人要件確認書に取りまとめておく。

3 (略)

4 法第3条第1項第13号又は第14号の2の届出関係

(1)・(2) (略)

(3) 事務処理上の留意事項

ア (略)

イ 農業委員会は、(2)の規定による事務処理に当たっては、届出に係る農地等の利用関係について現に紛争が生じている場合を除き、農業委員会の事務局長に専決処理させること等により迅速な事務処理を行う体制を整備するものとする。

なお、専決処理する場合には、総会又は部会の議を経てあらかじめ事務処理規程を作成しておくものとするが、届出に係る事務を専決処理したときは、当該事案について直近の総会又は部会に報告する必要がある。

5 信託関係

(1) 農業委員会の処理

ア・イ (略)

ウ 農業委員会は、必要があるときは、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「農業委員会法」という。)第35条第1項の規定により農業協同組合又は農地中間管理機構につき信託財産の処理状況を調査する。

(2) (略)

町村長が意見を述べる事務が適正かつ迅速に処理されるよう、農業委員会は、農業生産法人以外の法人等から許可申請書の提出があった時点において、市町村の担当部に連絡を行うことが望ましい。

また、この場合において、許可申請書の記載事項又は添付書類に不備があるときは、これの補正又は追完を求めめる必要がある。

- (2) (略)
- (3) 農業委員会は、(2)の処分をしたときは、当該処分について、その内容、その目的となつた権利の設定又は移転の種類等に応じて必要な区分をし、その区分ごとに許可申請書を指令書の写しとともに整理して保管する。

3 (略)

4 法第3条第1項第13号又は第14号の2の届出関係

(1)・(2) (略)

(3) 事務処理上の留意事項

ア (略)

イ 農業委員会は、(2)の規定による事務処理に当たっては、届出に係る農地等の利用関係について現に紛争が生じている場合を除き、農業委員会の事務局長に専決処理させること等により迅速な事務処理を行う体制を整備するものとする。

なお、専決処理する場合には、総会又は農地部会の議を経てあらかじめ事務処理規程を作成しておくものとするが、届出に係る事務を専決処理したときは、当該事案について直近の総会又は農地部会に報告する必要がある。

5 信託関係

(1) 農業委員会の処理

ア・イ (略)

ウ 農業委員会は、必要があるときは、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「農業委員会法」という。)第29条第1項の規定により農業協同組合又は農地中間管理機構につき信託財産の処理状況を調査する。

(2) (略)

<p>6 農業委員会による<u>農地所有適格法人</u>以外の法人等の農地等の利用状況の把握</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 農業委員会による報告書の徴収及び整理</p> <p>ア 毎事業年度の終了後3か月以内に報告書の提出がなかつた場合には、法第3条第3項の規定により同条第1項の許可をした農業委員会は、報告書を提出すべき農地所有適格法人以外の法人等に対して、書面により、速やかに報告するよう求める必要がある。</p> <p>イ (略)</p>	<p>6 農業委員会による<u>農業生産法人</u>以外の法人等の農地等の利用状況の把握</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 農業委員会による報告書の徴収及び整理</p> <p>ア 毎事業年度の終了後3か月以内に報告書の提出がなかつた場合には、法第3条第3項の規定により同条第1項の許可をした農業委員会は、報告書を提出すべき農業生産法人以外の法人等に対して、書面により、速やかに報告するよう求める必要がある。</p> <p>イ (略)</p>
<p>第2 農地等の権利移動の許可の取消し等の関係</p> <p>1 <u>農地所有適格法人</u>以外の法人等への勧告</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3 農地等の権利取得の届出の関係</p> <p>1 法第3条の3の届出関係</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事務処理上の留意事項</p> <p>第1の4の(3)のイの規定は、農業委員会が法第3条の3の届出に関する事務処理を行う場合に準用する。</p>	<p>第2 農地等の権利移動の許可の取消し等の関係</p> <p>1 <u>農業生産法人</u>以外の法人等への勧告</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3 農地等の権利取得の届出の関係</p> <p>1 法第3条の3第1項の届出関係</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事務処理上の留意事項</p> <p>第1の4の(3)のイの規定は、農業委員会が法第3条の3第1項の届出に関する事務処理を行う場合に準用する。</p>
<p>第4 農地又は採草放牧地の転用の関係</p> <p>1 許可手続</p> <p>(1) 法第4条の許可申請手続</p> <p>ア 農地を転用するため法第4条第1項の許可を受けようとする者には、様式例第4号の1による申請書を当該農地の所在する区域を管轄する農業委員会（以下「関係農業委員会」という。）を経由して都道府県知事（農地法第4条第1項に規定する農林水産大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）に提出させる。</p> <p>(削る。)</p>	<p>第4 農地又は採草放牧地の転用の関係</p> <p>1 許可手続</p> <p>(1) 法第4条の許可申請手続</p> <p>ア 農地を転用するため法第4条第1項の許可を受けようとする者には、様式例第4号の1による申請書を次の(イ)又は(イ)の方法により提出させる。</p> <p>(イ) 事業計画に係る農地の面積が4ヘクタールを超える場合（農地法施行令（昭和27年政令第445号。以下「令」という。）第8条第2項各号のいずれかに該当する場合を除く。）には、</p>

都道府県知事を経由して、北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県以外の都府県にあっては地方農政局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「地方農政局長等」という。）に提出する。

(イ) 事業計画に係る農地の面積が4ヘクタール以下である場合又は4ヘクタールを超える場合のうち第8条第2項各号のいずれかに該当する場合には、当該農地の所在する市町村の区域を管轄する農業委員会（以下「関係農業委員会」という。）を経由して都道府県知事に提出する。

イ 申請書には、次に掲げる書類を添付させる。

(ア)～(エ) (略)

(オ) 転用候補地に建設しようとする建物又は施設の面積、位置及び施設物間の距離を表示する図面（縮尺は、500分の1ないし2,000分の1程度）

(新規)

(カ) 所有権以外の権原に基づいて申請をする場合には、所有者の同意があったことを証する書面、申請に係る農地につき地上権、永小作権、質権又は賃借権に基づく耕作者がいる場合には、その同意があったことを証する書面

(キ) 当該事業に関連して法令の定めるところにより許可、認可、関係機関の議決等を要する場合において、これを了しているときは、その旨を証する書面

(ク) 申請に係る農地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から30日を経過してもその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面）

(コ) 当該事業に関連する取水又は排水につき水利権者、漁業者その他関係権利者の同意を得ている場合には、その旨を証する書面

(サ) その他参考となるべき書類（許可申請の審査をするに当たって、特に必要がある場合に限り、印鑑証明、住民票等の添付を一律に求めることは適当でない。）

(削る。)

イ 申請書には、次に掲げる書類を添付させる。

(ア)～(エ) (略)

(オ) 転用候補地に建設しようとする建物又は施設の面積、位置及び施設物間の距離を表示する図面（縮尺は、500分の1ないし2,000分の1程度。当該事業に関連する設計書等の既存の書類の写しを活用させることも可能である。）

(カ) 当該事業を実施するために必要な資力があることを証する書面（金融機関等が発行した融資を行うことを証する書面や預貯金通帳の写し（許可を申請する者のものに限る。）を活用させることも可能である。）

(キ) 所有権以外の権原に基づいて申請をする場合には、所有者の同意があったことを証する書面、申請に係る農地につき地上権、永小作権、質権又は賃借権に基づく耕作者がいる場合には、その同意があったことを証する書面

(ク) 当該事業に関連して法令の定めるところにより許可、認可、関係機関の議決等を要する場合において、これを了しているときは、その旨を証する書面

(コ) 申請に係る農地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から30日を経過してもその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面）

(サ) 当該事業に関連する取水又は排水につき水利権者、漁業者その他関係権利者の同意を得ている場合には、その旨を証する書面

(シ) その他参考となるべき書類（許可申請の審査をするに当たって、特に必要がある場合に限り、印鑑証明、住民票等の添付を一律に求めることは適当でない。）

(2) 法第5条の許可申請手続  
ア 転用の目的で農地等について権利を設定し、又は移転する  
ため法第5条第1項の許可を受けようとする者には、様式例  
第4号の2による申請書を関係農業委員会を経由して都道府  
県知事等に提出させる。その農地の権利を取得する者が同一  
の事業（同一の事業主体が一連の事業計画の下に転用しよう  
とする事業をいう。以下同じ。）の目的に供するためその農地  
と併せて採草放牧地について権利を取得する場合も、同様と  
する。

(削る。)

(削る。)

イ 申請書には、(1)のイの(ア)から(サ)までに掲げる書類（同  
イの(キ)及び(ク)中「農地」とあるのは、「農地等」と読み替え  
る。）を添付させる。

(3) (略)

(4) 農業委員会の処理

ア 農業委員会は、申請書の提出があったときは、申請書の記  
載事項等につき検討して様式例第4号の3による意見書を作  
成し、これを申請書に添付して都道府県知事等に送付しなけ

(2) 法第5条の許可申請手続

ア 転用の目的で農地等について権利を設定し、又は移転する  
ため法第5条第1項の許可を受けようとする者には、様式例  
第4号の2による申請書を次の(ア)又は(イ)の方法により提出  
させる。

(ア) 事業計画に係る農地の面積が4ヘクタールを超える場合  
(令第8条第2項各号のいずれかに該当する場合を除く。)

には、都道府県知事を経由して地方農政局長等に提出する。  
その農地の権利を取得する者が同一の事業の目的に供する  
ためその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する  
場合も、同様とする。

(イ) 事業計画に係る土地が採草放牧地のみである場合又はそ  
の面積が4ヘクタール以下の農地である場合若しくは4ヘ  
クタールを超える農地である場合のうち令第8条第2項各  
号のいずれかに該当する場合には、関係農業委員会を経由  
して都道府県知事に提出する。その農地の権利を取得する  
者が同一の事業の目的に供するためその農地と併せて採草  
放牧地について権利を取得する場合も、同様とする。

イ 申請書には、(1)のイの(ア)から(コ)までに掲げる書類（同  
イの(カ)及び(キ)中「農地」とあるのは、「農地等」と読み替え  
る。）を添付させる。なお、転用候補地及び建設しようとする  
建物又は施設の配置計画が、事前審査の内示に係る土地及び  
配置計画と同一である場合には、様式例第4号の9の（添付  
書類）の1及び2により添付した図面を同イの(エ)及び(オ)の  
図面に充て、改めて当該図面を添付させないこととして差し  
支えない。

この場合、許可申請書の「その他参考となるべき事項」欄  
にその旨及び添付を省略する書類名を記載させる。

(3) (略)

(4) 農業委員会の処理

ア 農業委員会は、都道府県知事宛での申請書の提出があつた  
ときは、申請書の記載事項等につき検討して様式例第4号の  
3による意見書を作成し、これを申請書に添付して都道府県

ればならない。この場合、都道府県農業委員会ネットワーク機構(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第42条第1項の規定による都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。以下同じ。)に意見を聴いたときは、当該都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見も踏まえ意見書を作成する。

また、農業委員会は、意見書の写しを保管する。なお、意見決定の際特に問題として討議又は質疑が行われた事項があった場合には、関係議事録の写しを意見書に添付する。

イ 農業委員会は、送付した申請書に対する指令書の写しの送付を都道府県知事等から受けたときは、意見書の写しに都道府県知事等の処理結果を記入する。

(5) 都道府県知事等の処理(削る。)

知事に送付しなければならぬ。

また、農業委員会は、その意見書の写しを保管する。なお、意見決定の際特に問題として討議又は質疑が行われた事項があった場合には、関係議事録の写しを意見書に添付する。

イ 農業委員会は、送付した申請書に対する指令書の写しの送付を都道府県知事から受けたときは、意見書の写しに都道府県知事等の処理結果を記入する。

(5) 都道府県知事の処理

ア 都道府県知事は、地方農政局長等宛ての申請書の提出があったときは、申請書の記載事項等につき検討して様式例第4号の4による意見書を作成し、これを申請書に添付して、速やかに北海道にあっては農村振興局長に、都府県にあっては地方農政局長(沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長。以下第4において同じ。)に送付する。この場合において、都道府県知事は、必要があるときは、関係農業委員会から報告を徴することが望ましい。また、都道府県知事は、その意見書の写しを保管する。

(削る。)

ア 都道府県知事等は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要がある場合には実地調査を行い、許可又は不許可を決定する。

イ 都道府県知事等は、許可又は不許可を決定したときは、指令書を申請者に交付するとともに、その写しを関係農業委員会に送付する。この場合、指令書には、許可又は不許可に係る権利の種類及び設定又は移転の別を明記する。なお、指令書は、当事者の連署による申請に係るものにあつては、その双方に交付する。

ウ 都道府県知事等は、申請を却下し、申請の全部若しくは一部

イ 都道府県知事は、送付した申請書に対する指令書の写しの送付を農村振興局長又は地方農政局長から受けたときは、意見書の写しに農村振興局長又は地方農政局長の処理結果を記入するとともに、その内容を関係農業委員会に通知する。

ウ 都道府県知事は、都道府県知事宛ての申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要がある場合には実地調査を行い、許可又は不許可を決定する。

エ 都道府県知事は、許可又は不許可を決定したときは、指令書を申請者に交付するとともに、その写しを関係農業委員会に送付する。この場合、指令書には、許可又は不許可に係る権利の種類及び設定又は移転の別を明記する。

なお、指令書は、当事者の連署による申請に係るものにあつては、その双方に交付する。

オ 都道府県知事は、申請を却下し、申請の全部若しくは一部

部について不許可処分をし、又は附款を付して許可処分をする場合には、指令書の末尾に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める教示文を記載する。

(7) 4へクテーブル以下の場合

〔教示〕

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、都道府県知事に審査請求書（同法第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含まず。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができません。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができません。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の教に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができません。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができません。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があ

について不許可処分をし、又は附款を付して許可処分をする場合には、指令書の末尾に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める教示文を記載する。

(7) 2へクテーブル以下の場合

〔教示〕

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、都道府県知事に異議申立書（同法第48条において準用する同法第15条第1項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して異議申立てをすることができません。（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは、異議申立てをすることはできません。）

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して裁定の申請をすることができません。

2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての異議申立てに対する決定の送達を受けた日から6か月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができません。（なお、処分についての異議申立てに対する決定の送達を受けた日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

3 この処分の取消しの訴えは、農地法第54条第1項の規定により、この処分についての異議申立てに対する決定

った日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

（留意事項）指定市町村にあっては、下線の部分は、「都道府県」は「市町村」、「都道府県知事」は「市町村長」と記載すること。

(1) (7)以外の場合

〔教示〕

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によつて審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。） 正副2通を提出して審査請求をすることができず。

なお、審査請求書は、都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできずし、また、直接農林水産大臣に提出することもできずが、直接農林水産大臣に提出する場合には、〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇農政局長に提出してください。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しな

を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができず。

① 異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき。

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（新設）

(1) (7)以外の場合

〔教示〕

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条第1項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。） 正副2通を提出して審査請求をすることができず。（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは、審査請求をすることができず。）

なお、審査請求書は、都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできずし、また、直接農林水産大臣に提出することもできずが、直接農林水産大臣に提出する場合には、〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇農政局長に提出してください。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の

ければなりません。)を提出して裁定の申請をすることができず。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として(訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができず。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

(留意事項) 北海道及び指定市町村にあつては、下線の部分は記載しないこと。なお、指定市町村にあつては、二重下線の部分は「農林水産大臣」は「都道府県知事」、「都道府県」は「市町村」、「都道府県知事」は「市町村長」と記載すること。

(削る。)

2 第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。) 正副2通を提出して裁定の申請をすることができず。

2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁判の送達を受けた日から6か月以内(送達を受けた日の翌日から起算します。)に、都道府県を被告として(訴訟において都道府県を代表する者は知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができず。(なお、処分についての審査請求に対する裁判の送達を受けた日から6か月以内であっても、裁判の日から1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

3 この処分の取消しの訴えは、農地法第54条第1項の規定により、この処分についての審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁判を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

① 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁判がないとき。

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

(留意事項) 北海道にあつては、下線の部分は記載しないこと。

(6) 地方農政局長等の処理

ア 地方農政局長等は、都道府県知事からの送付により申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、必要がある場合には実地調査等を行い、許可又は不許可を決定する。

イ 地方農政局長等は、許可又は不許可を決定したときは、指し書を申請者に交付するとともに、その写しを都道府県知事

に送付するものとする。この場合、指令書には許可又は不許可に係る権利の種類及び設定又は移転の別を明記する。

なお、指令書は、当事者の連署による申請に係るものにあつては、その双方に交付する。

ウ 地方農政局長等は、申請を却下し、申請の全部若しくは一部について不許可処分をし、又は附款を付して許可処分をする場合には、指令書の末尾に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める教示文を記載する。

(7) 農林水産大臣の許可権限が地方農政局長に委任されていない場合

〔教示〕

1. この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に異議申立書（同法第48条において準用する同法第15条第1項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して異議申立てをすることができます。（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは、異議申立てをすることはできません。）

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができます。

2. この処分の取消しを求めるときは、この処分についての異議申立てに対する決定の送達を受けた日から6か月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、処分についての異議申立てに対する決定の

送達を受けた日から6か月以内であつても、決定の日から1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

3 この処分の取消しの訴えは、農地法第54条第1項の規定により、この処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかにかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができず。

- ① 異議申立てがあつた日から3か月を経過しても決定がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

(4) 農林水産大臣の許可権限が地方農政局長に委任されている場合

〔教示〕

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条第1項の規定により、この処分のあつたことを知つた日から60日以内(処分があつたことを知つた日の翌日から起算します。)に、農林水産大臣に審査請求書(同法第15条第1項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。)正副2通を提出して審査請求をすることができず。(なお、処分があつたことを知つた日から60日以内であつても、処分の日から1年を経過したときは、審査請求をすることはできません。)

なお、審査請求書は、〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできずし、また、直接農林水産大臣に提出することもできず。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法(昭和27年法律第229号)第53条第2項の規定により、この処分があつたことを知つた日から60日以内(処分があつたことを知つた日の翌日から起算します。)に、公害等調整委員会に裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調

整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができます。

2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、処分の取消しについての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

3 この処分の取消しの訴えは、農地法第54条第1項の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

① 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

(6) その他処理上の留意事項

ア 申請に係る農地等の全部又は一部が賃借権の設定された農地等である場合であつて、当該農地等について耕作又は養畜の事業を行っている者以外の者が転用するときは、その申請に係る許可は、当該農地に係る法第18条第1項の許可と併せて処理することとし、特に、指定市町村の長が処理する事案にあつては、これら双方の許可に食い違いの生じないよう、許可権者間の連絡に留意する。

イ 許可権者は、法第4条第1項又は第5条第1項の許可（以下「イ及び6の(1)のウの(7)において「農地転用許可」という。」）をしようとする場合において、当該事業が都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条又は第43条第1項の許可（以下「開

(7) その他処理上の留意事項

ア 申請に係る農地等の全部又は一部が賃借権の設定された農地等である場合であつて、当該農地等について耕作又は養畜の事業を行っている者以外の者が転用するときは、その申請に係る許可は、当該農地に係る法第18条第1項の許可と併せて処理することとし、特に、地方農政局長等が処理する事案にあつては、これら双方の許可に食い違いの生じないよう、許可権者間の連絡に留意する。

イ 許可権者は、法第4条第1項又は第5条第1項の許可（以下「イ及び7の(1)のエの(7)において「農地転用許可」という。」）をしようとする場合において、当該事業が都市計画法（昭和43年

発許可」という。)を要するものであるときは、開発許可の権限を有する者(以下「開発許可権者」という。)に可及的速やかに連絡し、調整を図ることが望ましい。また、農地転用許可及び開発許可は、この調整を了した後に同時にすることが望ましい。

なお、2の協議を行う場合も、同様とする。

ウ～オ (略)

カ 市町村(指定市町村を除く。)が、則第25条第1号から第3号までに掲げる施設又は市役所、特別区の区役所若しくは町村役場の用に供する庁舎を設置するための用地として農地を選定せざるを得ない場合には、法第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けることのできる農地が選定されるよう、当該許可申請に先立って2の(4)の例に倣い都道府県知事と十分に調整を行うことが望ましい。

2 法第4条第8項及び第5条第4項の協議の手續

(1) 法第4条第8項の協議の手續

ア 法第4条第8項の協議をしようとする国、都道府県又は指定市町村の転用事業担当部局(以下「4条協議者」という。)は、(4)の事前調整を行った上で様式例第4号の4による協議書(削る。)を都道府県知事等に提出する。

(削る。)

(削る。)

イ 協議書には、1の(1)のイの(イ)から(サ)までに掲げる書類を添付する。

(2) 法第5条第4項の協議の手續

ア 法第5条第4項の協議をしようとする国、都道府県又は指定市町村の転用事業担当部局(以下「5条協議者」という。)は、(4)の事前調整を行った上で様式例第4号の5による協議書(削る。)を都道府県知事等に提出する。その農地の権利を取得する者が同一の事業の目的に供するためその農地と併せて採草放

法律第100号)第29条又は第43条第1項の許可(以下「開発許可」という。)を要するものであるときは、開発許可の権限を有する者(以下「開発許可権者」という。)に可及的速やかに連絡し、調整を図ることが望ましい。また、農地転用許可及び開発許可は、この調整を了した後に同時にすることが望ましい。

なお、2の協議を行う場合も、同様とする。

ウ～オ (略)

カ 市町村が、則第28条第1号から第3号までに掲げる施設又は市役所、特別区の区役所若しくは町村役場の用に供する庁舎を設置するための用地として農地を選定せざるを得ない場合には、法第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けることのできる農地が選定されるよう、当該許可申請に先立って2の(5)の例に倣い都道府県知事と十分に調整を行うことが望ましい。

2 法第4条第5項及び第5条第4項の協議の手續

(1) 法第4条第5項の協議の手續

ア 法第4条第5項の協議をしようとする国又は都道府県の転用事業担当部局(以下「4条協議者」という。)は、(5)の事前調整を行った上で様式例第4号の5による協議書(削る。)を都道府県知事等に提出する。

(7) 事業計画に係る農地の面積が4ヘクタールを超える場合(令第8条第2項各号のいずれかに該当する場合を除く。)

には、地方農政局長等に提出する。

(イ) 事業計画に係る農地の面積が4ヘクタール以下である場合又は4ヘクタールを超える場合のうち令第8条第2項各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事に提出する。

イ 協議書には、1の(1)のイの(イ)から(コ)までに掲げる書類を添付する。

(2) 法第5条第4項の協議の手續

ア 法第5条第4項の協議をしようとする国又は都道府県の転用事業担当部局(以下「5条協議者」という。)は、(5)の事前調整を行った上で様式例第4号の6による協議書(削る。)を都道府県知事等に提出する。

又は(イ)の方法により提出する。

牧地について権利を取得する場合も、同様とする。  
(削る。)

(削る。)

イ 協議書には、1の(1)のイの(イ)から(ウ)までに掲げる書類(同イの(キ)及び(ク)中「農地」とあるのは、「農地等」と読み替える。)を添付する。

(3) 都道府県知事等の処理

ア 都道府県知事等は、協議書の提出があつたときは、その内容を検討し、必要がある場合には実地調査を行った上で、協議の成立又は不成立を決定する。

イ 都道府県知事等は、協議の成立又は不成立を決定したときは、その旨を記載した通知書を4条協議者又は5条協議者に送付するとともに、その写しを関係農業委員会に送付する。この場合、通知書には、協議の成立又は不成立に係る権利の種類及び設定又は移転の別を明記する。

ウ 都道府県知事等は、法第4条第8項又は第5条第4項の規定により協議を成立させようとする事案については、あらかじめ関係農業委員会の意見を聴かなければならない。  
(削る。)

(7) 事業計画に係る農地の面積が4ヘクタールを超える場合(令第8条第2項各号のいずれかに該当する場合を除く。)

には、地方農政局長等に提出する。その農地の権利を取得する者が同一の事業の目的に供するためその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合も、同様とする。

(1) 事業計画に係る土地が採草放牧地のみである場合又はその面積が4ヘクタール以下の農地である場合若しくは4ヘクタールを超える農地である場合のうち令第8条第2項各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事に提出する。その農地の権利を取得する者が同一の事業の目的に供するためその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合も、同様とする。

イ 協議書には、1の(1)のイの(イ)から(ウ)までに掲げる書類(同イの(カ)及び(ク)中「農地」とあるのは、「農地等」と読み替える。)を添付する。

(3) 都道府県知事等の処理

ア 都道府県知事は、協議書の提出があつたときは、その内容を検討し、必要がある場合には実地調査を行った上で、協議の成立又は不成立を決定する。この場合、都道府県知事は、必要があるときは、関係農業委員会の意見を聴くことが望ましい。

イ 都道府県知事は、協議の成立又は不成立を決定したときは、その旨を記載した通知書を4条協議者又は5条協議者に送付するとともに、その写しを関係農業委員会に送付する。この場合、通知書には、協議の成立又は不成立に係る権利の種類及び設定又は移転の別を明記する。

ウ 都道府県知事は、法第4条第5項又は第5条第4項の規定により協議を成立させようとする事案については、あらかじめ都道府県農業会議の意見を聴かなければならない。

(4) 地方農政局長等の処理

ア 地方農政局長等は、協議書の提出があつたときは、その内容を検討し、必要がある場合には実地調査等を行った上で、協議の成立又は不成立を決定する。この場合、地方農政局長等は、必要があるときは、都道府県知事の意見を聴くことが望ましい。

イ 地方農政局長等は、協議の成立又は不成立を決定したとき

は、その旨を記載した通知書を4条協議者又は5条協議者に送付するとともに、その写しを都道府県知事へ送付する。この場合、通知書には、協議の成立又は不成立に係る権利の種類及び設定又は移転の別を明記する。

(4) 法第4条第8項及び第5条第4項の協議に関する事前調整  
ア 都道府県知事等は、法第4条第1項又は第5条第1項の許可の対象となる施設を設置しようとする国、都道府県又は指定市町村の転用事業担当部局に対し、農地転用に当たり当該許可が必要であること及び当該許可に代えて協議を行うことができ、協議の適正かつ円滑な実施を図るため、転用候補地の選定前に許可権者との間で事前調整を行うことが重要であることを常に周知徹底する。

イ 都道府県知事等は、転用候補地の選定前の段階で国、都道府県又は指定市町村の転用事業担当部局から速やかに事業計画を入手するよう努めるとともに、必要に応じて、転用事業担当部局から農地担当部局に対し、転用候補地の選定前に事業計画に係る情報の提供を行うようルール化しておくことが望ましい。この場合、事業計画の内容については、同一都道府県又は指定市町村の土地利用担当部局、環境担当部局等の間で連絡調整を図ることも検討することが望ましい。

ウ 国、都道府県又は指定市町村の転用事業担当部局は、都道府県知事等に対し、様式例第4号の6による事前調整申出書を提出する。この場合、当該転用事業担当部局は、一の事業計画につき二以上の転用候補地があるときは、それぞれについて申出書を提出する。

なお、必要に応じ、関係農業委員会の意見を聴くことが望ましい。

エ 事前調整に当たったの留意事項

(7) 都道府県知事等は、法第4条第6項又は第5条第2項に規定する許可基準（以下「農地転用許可基準」という。）に照らし、事業計画の適否について判断することとし、特に、次に掲げる事項について検討するよう留意する。

(5) 法第4条第5項及び第5条第4項の協議に関する事前調整

ア 農村振興局長、地方農政局長及び都道府県知事は、法第4条第1項又は第5条第1項の許可の対象となる施設を設置しようとする国又は都道府県の転用事業担当部局に対し、農地転用に当たり当該許可が必要であること及び当該許可に代えて協議を行うことができ、協議の適正かつ円滑な実施を図るため、転用候補地の選定前に許可権者との間で事前調整を行うことが重要であることを常に周知徹底する。

イ 農村振興局長、地方農政局長及び都道府県知事は、転用候補地の選定前の段階で国又は都道府県の転用事業担当部局から速やかに事業計画を入手するよう努めるとともに、必要に応じて、転用事業担当部局から農地担当部局に対し、転用候補地の選定前に事業計画に係る情報の提供を行うようルール化しておくことが望ましい。この場合、事業計画の内容については、同一都道府県の土地利用担当部局、環境担当部局等の間で連絡調整を図ることも検討することが望ましい。

ウ 国又は都道府県の転用事業担当部局は、農林水産大臣の許可に係るものについては地方農政局長（北海道にあつては、農村振興局長）、都道府県知事の許可に係るものについては都道府県知事に対し、様式例第4号の7による事前調整申出書を提出する。この場合、当該転用事業担当部局は、一の事業計画につき二以上の転用候補地があるときは、それぞれについて申出書を提出する。

なお、必要に応じ、地方農政局長等が許可権者である場合には都道府県知事の、都道府県知事が許可権者である場合には関係農業委員会の意見を聴くことが望ましい。

エ 事前調整に当たったの留意事項

(7) 農村振興局長、地方農政局長及び都道府県知事は、法第4条第2項又は第5条第2項に規定する許可基準（以下「農地転用許可基準」という。）に照らし、事業計画の適否について判断することとし、特に、次に掲げる事項について検討するよう留意する。

a～e (略)

(イ) 都道府県知事等は、事業計画の適否について検討した結果、転用候補地の立地等が不適当と判断した場合には、国、都道府県又は指定市町村の転用事業担当部局に対し、速やかに事業計画を中止するよう勧告する。

オ 都道府県知事等の処理

(ア) 都道府県知事等は、事前調整申出書の提出があったときは、農地転用許可基準に基づき事業計画の適否について判断し、その結果を書面により回答するとともに、関係農業委員会にその旨を連絡する。

(イ) 都道府県知事等は、転用候補地の選定が適当である旨回答しようとする場合には、当該回答に、協議の際に留意すべき事項及び当該事項が充足される可能性がある旨を併せて記載する。

なお、留意すべき事項は、法第4条第6項第3号から第5号まで又は法第5条第2項第3号から第6号までの該当項目の各事項について記載する。

(ウ) 都道府県知事等は、法第4条第8項及び第5条第4項の協議に関する事前調整が、優良農地の確保等の観点を踏まえ、転用候補地の選定が適正に行われたことの確認を目的とするものであることに鑑み、当該事前調整においては、転用候補地の選定の適否の検討にとどめつつ、事務を迅速に処理するよう努める。

3 法附則第2項の規定による協議の手続

(1) 都道府県知事等の処理

ア 都道府県知事等は、法附則第2項の規定により地方農政局長（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）に協議しようとするときは、法第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による許可申請又は法第4条第8項若しくは第5条第4項の協議に係る事業の概要、許可申請書又は協議書の記載事項等につき検討した上で様式例第4号の7による概要書を作成し、これに必要な資料等を添付し、速やかに地方農政局長等に提出する。

a～e (略)

(イ) 農村振興局長、地方農政局長及び都道府県知事は、事業計画の適否について検討した結果、転用候補地の立地等が不適当と判断した場合には、国又は都道府県の転用事業担当部局に対し、速やかに事業計画を中止するよう勧告する。

オ 農村振興局長、地方農政局長及び都道府県知事の処理

(ア) 農村振興局長、地方農政局長及び都道府県知事は、事前調整申出書の提出があったときは、農地転用許可基準に基づき事業計画の適否について判断し、その結果を書面により回答するとともに、農村振興局長及び地方農政局長にあつては都道府県知事に、都道府県知事にあつては関係農業委員会にその旨を連絡する。

(イ) 農村振興局長、地方農政局長及び都道府県知事は、転用候補地の選定が適当である旨回答しようとする場合には、当該回答に、協議の際に留意すべき事項及び当該事項が充足されないとき協議が不成立になる可能性がある旨を併せて記載する。

(ウ) 農村振興局長、地方農政局長及び都道府県知事は、法第4条第5項及び第5条第4項の協議に関する事前調整が、優良農地の確保等の観点を踏まえ、転用候補地の選定が適正に行われたことの確認を目的とするものであることに鑑み、当該事前調整においては、転用候補地の選定の適否の検討にとどめつつ、事務を迅速に処理するよう努める。

3 法附則第2項の規定による協議の手続

(1) 都道府県知事の処理

ア 都道府県知事は、法附則第2項の規定により地方農政局長等に協議しようとするときは、法第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による許可申請又は法第4条第5項若しくは第5条第4項の協議に係る事業の概要、許可申請書又は協議書の記載事項等につき検討した上で様式例第4号の8による概要書を作成し、これに必要な資料等を添付し、速やかに地方農政局長等に提出する。

イ 都道府県知事等は、地方農政局等から協議の回答を受けた後に、速やかに許可若しくは不許可の処分又は協議の成立若しくは不成立の決定を行う。

(2) 地方農政局長等の処理

地方農政局長等は、都道府県知事等から協議を受けたときは、その内容を検討し、必要があると認めるときは、都道府県知事等に協議に係る内容等について確認を行い、速やかに検討結果を都道府県知事等に通知する。

(削る。)

イ 都道府県知事は、地方農政局等から協議の回答を受けた後に、速やかに許可若しくは不許可の処分又は協議の成立若しくは不成立の決定を行う。

(2) 地方農政局長等の処理

地方農政局長等は、都道府県知事から協議を受けたときは、その内容を検討し、必要があると認めるときは、都道府県知事に協議に係る内容等について確認を行い、速やかに検討結果を都道府県知事に通知する。

#### 4. 事前審査

##### (1) 事前審査の申出に係る指導

農村振興局長、地方農政局長及び都道府県知事は、法第5条第1項の許可を受けるべき農地の権利の設定若しくは移転で、その農地の面積が4ヘクタールを超えるものについては、事業計画者に対し、必要に応じてその許可申請に先立って転用候補地の選定につき事前審査の申出を行うよう指導することとし、その取扱については、(2)から(4)までに定めるところによる。ただし、次に掲げる場合並びに令第18条第1項第2号に掲げる事由に該当する場合は、この限りでない。

ア 「工場立地法の運営に関する覚書」(昭和34年2月6日付け34農地第295号・34企第231号農林事務次官・通商産業事務次官覚書)の記の4に基づき協議が調い、工場又は事業場の立地に適当であるとされた旨が工場立地法(昭和34年法律第24号)第3条第1項の工場立地調査簿に記載されている団地内の農地につき、工場又は事業場の敷地に供するため権利の設定又は移転が行われる場合

イ 農村地域工業等導入促進法第5条第1項又は第2項の規定により定められた同条第1項に規定する実施計画に係る同条第3項第1号に規定する工業等導入地区の区域内の農地等につき、当該実施計画に係る目的に供するため権利の設定又は移転が行われる場合

ウ 中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律(平成17年法律第30号)附則第4条(第2号に係る部分に限る。)の規定による廃止前の新事業創出促進法(平成10年法律第152号。以下「旧新事業創出促進法」という。)附則第9条(第1号に係る部分に限る。)の規定による廃止前の高度技術工業集積地域開発促進法(昭和58年法律第35号)第5条第5項の規定によ

る主務大臣の承認（同法第6条第1項の規定による承認を含む。）を受けた同条第1項に規定する開発計画に基づく開発行為であって「旧高度技術工業集積地域開発促進法に基づく開発計画と農地等転用規制との調整等について」（昭和58年10月20日付け58構改B第1625号農林水産事務次官依命通知）により当該開発行為の位置等につき調整を了したものの用に供するため権利の設定又は移転が行われる場合

エ 総合保養地域整備法（昭和62年法律第71号）第5条第4項の規定による主務大臣の同意を受けた同条第1項に規定する基本構想に基づく開発行為であって、「総合保養地域整備法に基づく重点整備地区の整備と農地等転用規制との調整等について」（昭和62年11月19日付け62構改B第1139号農林水産事務次官依命通知）により当該開発行為の位置等につき調整を了したものの用に供するため権利の設定又は移転が行われる場合

オ 土地改良法（昭和24年法律第195号）第7条第4項に規定する非農用地区域内における開発行為であって、「非農用地区域の設定を伴う土地改良事業を行う場合における農地法等関連制度との調整措置について」（昭和49年7月12日付け49構改B第1241号農林水産省構造改善局長通知）により当該非農用地区域の設定等につき調整を了したものの用に供するため権利の設定又は移転が行われる場合

カ 集落地域整備法（昭和62年法律第63号）第5条第1項の集落地区計画の区域内における開発行為であって、「多極分散型国土形成促進法及び旧地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律に基づく開発計画並びに集落地域整備法に基づく集落地区計画における施設の整備と農地等転用規制との調整等について」（平成元年3月30日付け元構改B第154号農林水産事務次官依命通知。以下「調整通知」という。）により当該集落地区計画の区域の設定等につき調整を了したものの用に供するため権利の設定又は移転が行われる場合

キ 旧新事業創出促進法附則第9条（第2号に係る部分に限る。）の規定による廃止前の地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律（昭和63年法律第32号）第5条第4項の規定による主務大臣の承認（同法第6条第1項の規定による承認を含む。）を受けた同条第1項に規定する集積促進計画に基づく開発行為であって、調整通知により当該開

発行為の位置等につき調整を了したものの用に供するため権利の設定又は移転が行われる場合

ク 多極分散型国土形成促進法（昭和63年法律第83号）第8条第1項の規定による主務大臣の同意を受けた同法第7条第1項に規定する振興拠点地域基本構想に基づく開発行為であつて、調整通知により当該開発行為に係る用地の位置等につき調整を了したものの用に供するため権利の設定又は移転が行われる場合

ケ 都市計画法による市街化区域と市街化調整区域の区域区分が定められていない都市計画区域における同法第8条第1項第1号に規定する用途地域であつて、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年11月1日付け14農振第1452号農林水産省農村振興局長通知）に基づき土地利用調整を行った上で決定（変更を含む。）された地域内の農地につき、その定められた用途に供するため権利の設定又は移転が行われる場合

コ 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成4年法律第76号）第8条第1項に規定する同意基本計画に基づく開発行為であつて、「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に基づき拠点地区の整備と農地等転用規制との調整等について」（平成5年2月5日付け5構改B第63号農林水産事務次官依命通知）の記の1の(2)及び2に基づきあらかじめ当該開発行為の位置等につき所要の調整を了したものの用に供するため権利の設定又は移転が行われる場合

カ 優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成10年法律第41号）第4条第1項の認定を受けた同項に規定する優良田園住宅建設計画に基づく開発行為であつて、当該開発行為の位置等につき農業上の土地利用との調整を了したものの用に供するため権利の設定又は移転が行われる場合

シ 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）第5条第5項の規定による主務大臣の同意を受けた同法第1項に規定する基本計画に基づく開発行為であつて、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画における施設整備と農業振興地域制度及び農地転用許可制

度との調整について」(平成19年6月25日付け19農振第578号農林水産省農村振興局長通知)により当該開発行為の位置等につき調整を了したものの用に供するため権利の設定又は移転が行われる場合

(2) 申出の方法

事業計画者には、農地の権利者と用地取得の交渉に入る前に、直接農村振興局長又は地方農政局長に対し、様式例第4号の9による農地転用事前審査申出書(以下「申出書」という。)を提出させるとともに、その写しを都道府県知事に送付する。この場合、一の事業計画につき二以上の転用候補地があるときは、それぞれについて申出書を作成する。

(3) 申出に基づく処理

ア 都道府県知事の処理

(7) 都道府県知事は、申出書の写しの送付を受けたときは、申出書の記載事項等について検討した上で、様式例第4号の10による意見書を作成し、速やかに農村振興局長又は地方農政局長に提出する。

(イ) 都道府県知事は、申出書の写しの送付を受けた場合において、転用候補地の選定が農地転用許可基準からみて不相当と認められるときは、意見書の提出前においても、当該事業計画を中止するよう勧告する。

イ 農村振興局長及び地方農政局長の処理

(7) 農村振興局長及び地方農政局長は、申出書の提出があつたときは、農地転用許可基準に基づいて当該申出に係る転用候補地の選定の適否について判断し、その結果を書面をもって内示するとともに、その旨を都道府県知事に通知する。この場合、農地転用許可基準に基づく適否の判断につき疑義があるとき又は当該申出に係る転用候補地の転用が農村振興局と他省庁関係部局との調整を要するものであるときは、地方農政局長は、あらかじめ農村振興局長と協議する。

(イ) 農村振興局長及び地方農政局長は、(7)により申出に係る転用候補地の選定が適当である旨の内示をしようとする場合には、その内示の通知書に許可申請の際に留意すべき事項及びこれらの留意事項が充足されないときには許可されない旨を併せて記載する。

なお、留意事項は、法第5条第2項第3号から第6号ま

での該当項目の各事項について記載する。

(4) その他

ア 農村振興局長、地方農政局長及び都道府県知事は、事前審査制度が転用候補地の選定の適正化及び転用許可の事務処理の迅速化を目的とすするものであることに鑑み、申出に係る事案の審査に当たっては、原則として転用目的及び転用候補地の選定についての審査にとどめつつ、事務を迅速に処理するよう努める。

イ 農村振興局長、地方農政局長及び都道府県知事は、事業計画者の立場を考慮し、特に申出のある事項については、適切に配慮することとする。

4 標準的な事務処理期間  
農地転用関係の事務に係る標準的な事務処理期間は、別表1のとおりとする。

5 届出関係

(1) 法第4条第1項第7号の規定による届出の手続  
ア 法第4条第1項第7号に規定する市街化区域（以下「市街化区域」という。）内の農地を転用するため同号の規定による届出をしようとする者には、様式例第4号の8による届出書を関係農業委員会に提出させる。

イ (略)

(2) 法第5条第1項第6号の規定による届出の手続  
ア 市街化区域内の農地又は採草放牧地について転用の目的で権利を設定し、又は移転するため法第5条第1項第6号の規定による届出をしようとする者には、様式例第4号の9による届出書を関係農業委員会に提出させる。

イ (略)

(3)・(4) (略)

(5) 農業委員会の処理

ア (略)

イ 農業委員会は、届出を受理したときは、遅滞なく様式例第4号の10による受理通知書その届出者に交付し、届出を受理しないこととしたときは、遅滞なく理由を付してその旨をその届出者に通知する。

ウ 1の(5)のウの規定は、農業委員会が届出者に対し受理し

5 標準的な事務処理期間  
農地転用関係の事務に係る標準的な事務処理期間は、別表1のとおりとする。

6 届出関係

(1) 法第4条第1項第7号の規定による届出の手続  
ア 法第4条第1項第7号に規定する市街化区域（以下「市街化区域」という。）内の農地を転用するため同号の規定による届出をしようとする者には、様式例第4号の11による届出書を関係農業委員会に提出させる。

イ (略)

(2) 法第5条第1項第6号の規定による届出の手続  
ア 市街化区域内の農地又は採草放牧地について転用の目的で権利を設定し、又は移転するため法第5条第1項第6号の規定による届出をしようとする者には、様式例第4号の12による届出書を関係農業委員会に提出させる。

イ (略)

(3)・(4) (略)

(5) 農業委員会の処理

ア (略)

イ 農業委員会は、届出を受理したときは、遅滞なく様式例第4号の13による受理通知書その届出者に交付し、届出を受理しないこととしたときは、遅滞なく理由を付してその旨をその届出者に通知する。

ウ 1の(5)のオの規定は、農業委員会が届出者に対し受理し